厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

資料 1

各種ドキュメント改定について

第35回公開鍵基盤認証局の整備と運営に関する専門家会議　2026（令和８）年３月２日(月)

厚生労働省 医政局
参事官（医療情報担当）付医療情報室
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

各種ドキュメント改定に向けた議論

ドキュメント改定実施の背景

- 事務局においてHPKIポリシ関連書類の点検を実施した結果、文書内での記載の不整合や、記載内容が現状に即していない箇所が確認されたため、文書全体として整合性を確保するとともに、最新の動向を踏まえた記載へ更新する必要がある。
- 特に、リモート署名サービス評価基準準拠性監査報告書様式については、現行様式では現行の分散鍵方式に係る監査要求事項が十分に網羅されておらず、その補完が必要。
- あわせて、証明書プロファイル情報、鍵長等の暗号関連事項について、次期暗号アルゴリズム移行を見据え、将来的に修正が必要となる項目を整理したい。

ドキュメント改定実施について

- 上記背景を踏まえ、ドキュメント改定については、第35回～第37回HPKI専門家会議において段階的に議論・承認審議を頂くことを予定している。

第35回	第36回	第37回
各種ドキュメント改定に向けた議論（次期暗号アルゴリズム移行に伴い修正が必要となる項目の確認を含む） ※リモート署名サービス評価基準を除く	• **第35回で議論したドキュメント改定内容の承認審議** • リモート署名サービス評価基準の見直し（監査要求事項含む）に係る議論	**リモート署名サービス評価基準の見直し（改定）承認審議**

各種ドキュメント改定に向けた議論

各種ドキュメントの改定について

○ 厚労省が管理するHPKIポリシ関連書類（※リモート署名サービス関連書類を除く）は、以下４つのドキュメントからなる。
- 厚生労働省HPKIルート認証局運用管理規程（CP/CPS）
- HPKI認証局署名用証明書ポリシ
- HPKI認証局認証用（人）証明書ポリシ
- HPKI認証局認証用（組織）証明書ポリシ

○ HPKIにおける最上位規程はルート認証局運用管理規程CP/CPSであるものの、これら４ドキュメントには共通する記載が多く、本日の議論にあたっては、議論いただきたい全ての論点を含む署名用CPを代表記載例として用いて説明・検討を行う。

○ 本日の議論を踏まえて整理した内容については、他の関連ドキュメントにも反映し、次回ご確認・ご承認いただきたい。

事務局では、各種ドキュメントの改定にあたり、以下作業を実施。

1. 改定対象の整理と改定作業の実施
   - 記載内容のうち、技術動向・技術仕様の更新により陳腐化している箇所や、参照先規格が更新されている事項、表記揺れや誤記を確認。
   - 改定を要する箇所を改定対象一覧（改定内容整理表）に洗い出し、改定内容を整理のうえ、改定作業を実施。

2. 次期暗号アルゴリズム移行に伴う改定箇所の整理
   - 次期暗号アルゴリズム移行に伴い、改定を要する箇所を改定対象一覧に抽出。

3. これまでのHPKI専門家会議での指摘事項の反映
   - 第32回および第33回HPKI専門家会議等でいただいた指摘事項について反映。
     - ➢エンドエンティティ証明書に求める鍵長は1024bit以上と記載しているが、現状1024bitは脆弱化しており利用実態はないため、記載を2048bit以上に変更する必要がある
     - ➢準拠性審査での代表者インタビューについて代表者の定義を明確化すべき

各種ドキュメント改定に向けた議論

本日議論頂きたい内容

各種ドキュメントの改定案・改定対象一覧については別資料のとおり。
本日は、その中でも論点があると考えられる下記を中心に、改定内容について議論・意見交換をお願いしたい。

議論１：鍵の更新期限の整合性について（改定対象一覧CP(署名用)シート：No.39、No.55、No.56）

議論２：暗号モジュールが準拠すべき標準の検討（改定対象一覧CP(署名用)シート：No.72）

議論３：本人確認書類の見直し（改定対象一覧CP(署名用)シート：No.36、 No.37）

議論１
鍵の更新期限の整合性について（１／４）

現状の課題①

- 加入者の初回申請時に提出した書類等を参照した鍵更新手続が可能となるのは「初回発行から5年以内」とされている一方、加入者の公開鍵証明書の有効期間は「発行の日後の加入者の5回目の誕生日（有効期間満了前の更新時は6回目の誕生日）まで」とされている。
- このため、２回目以降の更新時の取扱が煩雑(２回目は再度書類提出必要)/不明確（再度書類提出が必要な２回目の更新を新規とみるか、更新とみるかで、有効期間・次回更新時の書類提出の取扱に差異が生じる）になる。（課題②で詳細記載）

CP（署名用）該当箇所

記載箇所	記載内容
3.3.1 通常の鍵更新時の本人性確認及び認証	加入者情報の通常の鍵更新は、初回の電子証明書が生成された日から5年以内であれば、「3.2.3 個人の認証」で提出した書類又は認証局で作成された記録を再び参照するか、加入者の電子署名を提示することで行える。5年を過ぎていた場合、若しくは元の書類若しくは記録が無効になっているか廃棄されていた場合は、初回の証明書発行と同様の手順により申請するものとする。
6.3.2　公開鍵証明書の有効期間と鍵ペアの使用期間	エンドエンティティの加入者の公開鍵証明書の有効期間は、発行の日後の加入者の 5 回目（加入者が発行を受けている署名用電子証明書の有効期間が満了する日の前に、CPS で定める更新の期間内に加入者が新たな署名用電子証明書の発行の申請をし、新たな署名用電子証明書の発行を受けるときにあっては 6 回目）の誕生日とする。

鍵の更新期限の整合性について（２／４）

現状の課題②

- 鍵更新について、加入者の初回申請時に提出した書類等を参照した更新手続きや加入者の電子署名による本人確認を可能とする期間と、有効期間満了のタイミングがずれていることにより、どちらの規定が優先されるのか不明瞭になっており、取扱に疑義を生じさせる状況となっている。

CP （署名用）該当箇所

記載箇所	記載内容
3.3.1 通常の鍵更新時の本人性確認及び認証	加入者情報の通常の鍵更新は、初回の電子証明書が生成された日から5年以内であれば、「3.2.3 個人の認証」で提出した書類又は認証局で作成された記録を再び参照するか、加入者の電子署名を提示することで行える。5年を過ぎていた場合、若しくは元の書類若しくは記録が無効になっているか廃棄されていた場合は、初回の証明書発行と同様の手順により申請するものとする。
3.2.3 個人の認証	＜オンラインの場合＞ 証明書を申請しようとする個人は、認証局の定める手続きに従い、公的個人認証サービスを利用した申請者個人の電子署名、保健医療福祉分野PKI認証局の発行する署名用証明書を用いた電子署名、若しくはそれに準じた電子署名を提供することにより、実在性及び本人性及び申請者個人の申請意思、国家資格情報を含んだ証明書を申請する場合はその資格を立証しなくてはならない。なお、公的個人認証サービス、保健医療福祉分野PKI認証局の署名用証明書等による電子署名は、当該本人しか実行できないことから、電子署名の提供によりこれらの意思を立証したものとみなされる。
4.7.1 証明書鍵更新の要件	認証局は、以下の条件を満たす時に証明書の更新申請を受け付ける。 ・更新対象証明書が存在すること。 ・証明書が有効期限終了前のものであること。 ・証明書が失効されていないこと。 ・有効期限終了前で、認証局で定める期間に申請があったこと。 これらの要件を満たせば、申請者は更新申請書に署名してオンラインで証明書の更新が申請できる。
4.7.3 鍵更新申請の処理手順	「4.2.1 本人性及び資格確認」に定める本人性確認並びに資格確認を行うものとする。 但し、登録局で電子証明書が生成された日から5年以内の場合は、上記に代わり加入者の電子署名による本人確認を行うことができる。

鍵の更新期限の整合性について（３／４）

論点

- 加入者の初回申請時に提出した書類等を参照した更新手続きや加入者証明書による本人確認を可能とする期間と、有効期間満了のタイミングをそろえる必要があるのではないか。
- また、鍵更新の定義がポリシ内になく、異なる解釈が生じない記載にする必要があるのではないか。

影響のある規定および改定箇所

改定対象ドキュメント	改定箇所	記載内容
• 保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局署名用証明書ポリシ • 保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局認証用（人）証明書ポリシ	3.3.1 通常の鍵更新時の本人性確認及び認証	• 加入者情報の通常の鍵更新は、初回の電子証明書が生成された日から 5 年以内であれば、「3.2.3 個人の認証」で提出した書類又は認証局で作成された記録を再び参照するか、加入者の電子署名を提示することで行える。 • 5 年を過ぎていた場合、若しくは元の書類若しくは記録が無効になっているか廃棄されていた場合は、初回の証明書発行と同様の手順により申請するものとする。
	4.7.1 証明書鍵更新の要件	• 認証局は、以下の条件を満たす時に証明書の更新申請を受け付ける。
	4.7.3 鍵更新申請の処理手順	• 「4.2.1 本人性及び資格確認」に定める本人性確認並びに資格確認を行うものとする。 但し、登録局で電子証明書が生成された日から 5 年以内の場合は、上記に代わり加入者証明書による本人確認を行うことができる。

鍵の更新期限の整合性について（４／４）

本日議論頂きたい内容

- 今回の修正案では、「3.2.3 個人の認証」で提出した書類又は認証局で作成された記録を再参照した更新手続きや、加入者の電子署名を用いた本人確認を可能とする期間を、証明書の有効期限前にそろえた。また、今回の修正案では、証明書の有効期限前であれば、証明書が失効しない限り、既存書類・記録の再参照又は電子署名による鍵更新を可能とした。事務局で検討した修正案についてご意見をいただきたい。
- 「3.2.3 個人の認証」で提出された書類等は、頻繁に変更が生じるものではないと考えられるが、鍵更新として回数制限や再確認のタイミングを設けるべきかについて、ご意見をいただきたい。

【CP記載修正案】

改定箇所	現状の記載内容	記載修正案
1.6 定義と略語	（記載なし）	・鍵更新（Key Update） 認証局が生成した鍵ペアを、新しい鍵ペアへ置き換える行為を指す。本CPでは、有効期限前に実施される鍵ペアの置換を「鍵更新」と定義し、有効期限を過ぎた後に行われる鍵ペアの発行は「鍵更新」ではなく、新規の鍵発行として扱う。
3.3.1 通常の鍵更新時の本人性確認及び認証	加入者情報の通常の鍵更新は、初回の電子証明書が生成された日から 5 年以内であれば、「3.2.3 個人の認証」で提出した書類又は認証局で作成された記録を再び参照するか、加入者の電子署名を提示することで行える。 5 年を過ぎていた場合、若しくは元の書類若しくは記録が無効になっているか廃棄されていた場合は、初回の証明書発行と同様の手順により申請するものとする。	加入者情報の通常の鍵更新は、証明書の有効期限前であれば、「3.2.3 個人の認証」で提出した書類又は認証局で作成された記録を再び参照するか、加入者の電子署名を提示することで行える。 なお、証明書の有効期限を過ぎた場合、若しくは元の書類若しくは記録が無効になっているか廃棄されていた場合は、「3.2.3 個人の認証」に定める手続により申請するものとする。
4.7.1 証明書鍵更新の要件	認証局は、以下の条件を満たす時に証明書の更新申請を受け付ける。	認証局は、以下の条件を満たす時に証明書の更新申請を受け付ける。 なお、更新可能期間は認証局が定める証明書の有効期間の開始日から終了日までとする。
4.7.3 鍵更新申請の処理手順	「4.2.1 本人性及び資格確認」に定める本人性確認並びに資格確認を行うものとする。 但し、登録局で電子証明書が生成された日から 5 年以内の場合は、上記に代わり加入者証明書による本人確認を行うことができる。	「4.2.1 本人性及び資格確認」に定める本人性確認並びに資格確認を行うものとする。 但し、公開鍵証明書の有効期限前であれば、上記に代わり加入者の電子署名による本人確認を行うことができる。

【参考】議論１　２回目以降の鍵更新時における必要書類の考え方

【初回の鍵発行とその有効期間】（例）3月30日が誕生日の人

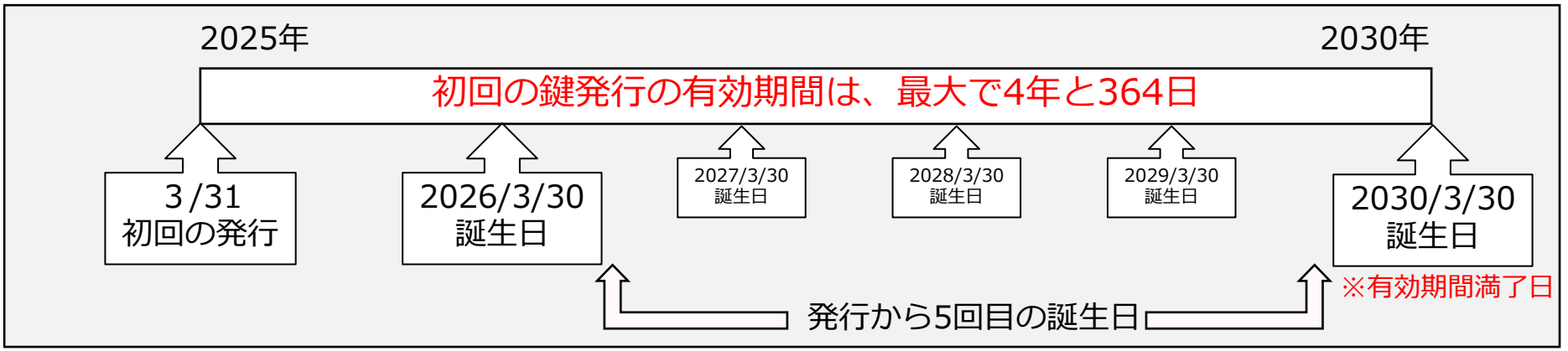

更新

※有効期間満了日前であれば、鍵発行から「5年以内」のため、加入者の初回申請時に提出した書類等を参照した更新手続きや加入者証明書による本人確認が可能。

【鍵更新とその有効期間】

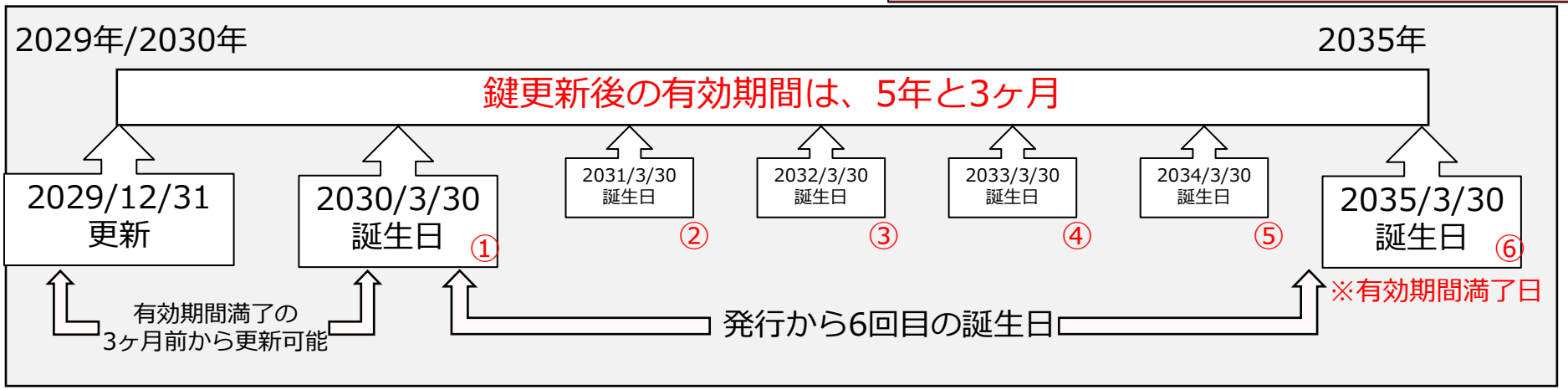

※ 発行から5年が経過しているため、鍵発行から「5年以内」のため、加入者の初回申請時に提出した書類等を参照した更新手続きや加入者証明書による本人確認が不可となる。鍵更新後の有効期間は５年以上あることから、初めての更新時以外は必ず毎回初回と同様の書類提出が必要という解釈になる。

議論２
暗号モジュールが準拠すべき標準の検討（１／２）

現状の課題

- 現在、加入者用私有鍵の格納モジュールに対して、セキュリティ強度が十分でないFIPS140-2レベル1への準拠が定義されている。
- また、FIPS 140-2は令和8年9月をもって失効する予定であり、現行の認証局における暗号モジュールの標準及び管理について、準拠性を失うリスクがある。

論点

- 現状、CA私有鍵の格納モジュールはFIPS 140-2レベル3 、加入者私有鍵の格納モジュールはFIPS 140-2レベル1への準拠が求められているが、加入者用私有鍵の格納モジュールはレベル1では改ざん防止や物理的セキュリティが求められていない。
- 実際の運用ではFIPS 140-2レベル2以上のセキュリティ強度が実装されており、実態とも乖離していることから、求めるべきセキュリティレベルとして問題がある。
- FIPS 140-2が失効するため、CP全体として準拠すべき暗号モジュールの標準を FIPS 140-3 へ移行することを検討する必要がある。しかし、現時点では FIPS 140-3 に準拠した製品は少なく、調達可能な製品の選択肢が限定される。その結果、コスト増加や納期遅延といった影響が生じる可能性が懸念される。

影響のある規定および改定箇所

改定対象ドキュメント	改定箇所	記載内容
• 保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局署名用証明書ポリシ • 保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局認証用（人）証明書ポリシ • 保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局認証用（組織）証明書ポリシ	6.2.1　暗号モジュールの標準及び管理	• CA私有鍵の格納モジュールは、US FIPS 140-2レベル3 と同等以上の規格に準拠するものとする。 • エンドエンティティの加入者私有鍵の格納モジュールは、US FIPS 140-2レベル1 と同等以上の規格に準拠するものとする。

暗号モジュールが準拠すべき標準の検討（２／２）

本日議論頂きたい内容

- 暗号モジュールについて、最新の脅威に対応するために後続規格であるFIPS 140-3へ移行すべき状況であるため、今回の改定でFIPS140-3への準拠を求めるべきか、ご意見をいただきたい。
- なお、現時点ではFIPS140-3に準拠している製品が少数であり、調達可能な製品の選択肢が狭まることによってコストや納期に影響することが懸念されるため、今回の更新においては、「FIPS140-2 または FIPS140-3 への準拠」として併記することを考えている。
- また、エンドエンティティの加入者私有鍵の格納モジュールに対して、レベル2以上のセキュリティ強度の準拠を求めることについてご意見をいただきたい。

【CP記載修正案】

改定箇所	現状の記載内容	記載修正案
6.2.1　暗号モジュールの標準及び管理	CA私有鍵の格納モジュールは、US FIPS 140-2レベル3 と同等以上の規格に準拠するものとする。 　エンドエンティティの加入者私有鍵の格納モジュールは、US FIPS 140-2レベル1 と同等以上の規格に準拠するものとする。	CA私有鍵の格納モジュールは、US FIPS 140-2 レベル3又は US FIPS 140-3 レベル3と同等以上の規格に準拠するものとする。 　エンドエンティティの加入者私有鍵の格納モジュールは、US FIPS 140-2 レベル2 又は US FIPS 140-3 レベル2 と同等以上の規格に準拠するものとする。

議論３
本人確認書類の見直し（１／５）

現状の課題

- 証明書利用申請時に必要な本人確認書類について、現時点で廃止されている書類が本人確認書類として記載されている。

論点

- 現時点で廃止されている本人確認書類や本人確認書類としての効果が薄い本人確認書類をCPから削除する必要があるか。
- また、電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法）に整合させるため、CP に追加すべき本人確認書類が存在するか。

見直しの基準

- 電子署名法施行規則第5条1項1号に記載されている本人確認書類を参考に証明書利用申請時に必要となる本人確認書類を見直した。

本人確認書類の見直し（２／５）

影響のある規定および改定箇所

改定対象ドキュメント	改定箇所	記載内容
• 保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局署名用証明書ポリシ • 保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局認証用（人）証明書ポリシ • 保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局認証用（組織）証明書ポリシ	3.2.3 個人の認証 ２．個人の本人性 ＜持参若しくはもしくは交付時に本人が出頭する場合＞及び＜郵送の場合＞	【1点で確認できる書類】 ・日本国旅券 ・運転免許証（運転経歴証明書を含む） ・住民基本台帳カード（写真付のもの） ・個人番号カード ・戦傷病者手帳 ・海技免状 ・船員手帳 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ・無線従事者免許証 ・猟銃/空気銃所持許可証 ・官公庁職員身分証明書（張り替え防止措置済みの写真付） ・これらに相当する証明書で、CPSのポリシ適合性を決定する者が認めたもの
		【2点提出が必要な書類】 A欄から2点、又はA欄とB欄から各1点ずつ提出しなくてはならない。 Ａ： 健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、船員保険証、介護保険証、基礎年金番号通知書、国民年金手帳（証書）、厚生年金手帳（証書）、共済年金証書、 恩給証書、印鑑登録証明書（6ヶ月以内発行のものと登録印鑑） Ｂ： 学生証（張り替え防止措置済みの写真付のもの） 会社の身分証明書（通行証等は不可、張り替え防止措置済みの写真付のもの） 市県民税の納税証明書又は非課税証明書（いずれも最新年で6ヶ月以内の発行のもの） 身体障害者手帳、源泉徴収票（最新年のもの）

本人確認書類の見直し（３／５）

本日議論頂きたい内容

- ドキュメント改定にあたり、証明書利用申請時に必要な本人確認書類について点検をおこなった。
- 現時点で廃止されている本人確認書類を削除。さらに、本人確認書類としてHPKI以外の分野との整合性を確保するために、電子署名法における本人確認書類と平仄を揃えたCP記載修正案を作成したためご意見をいただきたい。

本人確認書類の見直し（４／５）

【CP記載修正案】

改定対象ドキュメント	改定箇所	記載内容
• 保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局署名用証明書ポリシ • 保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局認証用（人）証明書ポリシ • 保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局認証用（組織）証明書ポリシ	3.2.3 個人の認証 ２．個人の本人性 ＜持参若しくはもしくは交付時に本人が出頭する場合＞及び＜郵送の場合＞	【1点で確認できる書類】 ・日本国旅券 ・運転免許証（平成24年4月1日以降発行の運転経歴証明書を含む、以下、合わせて運転免許証とする） ~~・住民基本台帳カード（写真付のもの）~~ ・個人番号カード ・戦傷病者手帳 ・海技免状 ・船員手帳 ・電気工事士免状 ~~・宅地建物取引主任者証~~⇒宅地建物取引士証に変更 ・無線従事者免許証 ・猟銃/空気銃所持許可証 ・官公庁職員身分証明書 （張り替え防止措置済みの写真付） ・在留カード ・特別永住者証明書 ・小型船舶操縦免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特種電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・警備業法 第二十三条第四項に規定する合格証明書 ・これらに相当する証明書で、CPSのポリシ適合性を決定する者が認めたもの

本人確認書類の見直し（５／５）

【CP記載修正案】

改定対象ドキュメント	改定箇所	記載内容
• 保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局署名用証明書ポリシ • 保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局認証用（人）証明書ポリシ • 保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局認証用（組織）証明書ポリシ	3.2.3 個人の認証 ２．個人の本人性 ＜持参若しくはもしくは交付時に本人が出頭する場合＞及び＜郵送の場合＞	【2点で確認できる書類】 A欄から2点、又はA欄とB欄から各1点ずつ提出しなくてはならない。 A： ~~・健康保険証~~ ~~・国民健康保険証~~ ~~・共済組合員証~~ ~~・船員保険証~~ ・介護保険証 ・基礎年金番号通知書 ・国民年金手帳（証書） ~~・厚生年金手帳（証書）~~⇒厚生年金証書に変更 ・共済年金証書 ・船員保険年金証書 ・恩給証書 ・健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度等に係る資格確認書 ・印鑑登録証明書（6ヶ月以内発行のものと登録印鑑） B ： ・学生証（張り替え防止措置済みの写真付のもの） ・会社の身分証明書（通行証等は不可、張り替え防止措置済みの写真付のもの） ~~・市県民税の納税証明書又は非課税証明書（いずれも最新年で6ヶ月以内の発行のもの）~~ ~~・身体障害者手帳~~ ~~・源泉徴収票（最新年のもの）~~ ・公の機関が発行した資格証明書（張り替え防止措置済みの写真付のもの。既に列挙した書類を除く）

【参考】議論３ HPKIにおける本人確認書類と電子署名法における本人確認書類の比較（1/2）

分類	本人確認書類	改定案	現行	電子署名法
1点のみで本人性が確認できる書類	日本国旅券（パスポート）	○	○	○
	運転免許証	○	○	○
	運転経歴証明書	○	○	○
	住民基本台帳カード		○	
	個人番号カード（マイナンバーカード）	○	○	○
	戦傷病者手帳（氏名、住居、生年月日記載）	○	○	○
	海技免状	○	○	○
	船員手帳	○	○	○
	電気工事士免状	○	○	○
	宅地建物取引主任者証（現：宅地建物取引士証）	○	○	○
	無線従事者免許証	○	○	○
	猟銃/空気銃所持許可証	○	○	○
	官公庁職員身分証明書	○	○	○
	在留カード	○		○
	特別永住者証明書	○		○
	小型船舶操縦免許証	○		○
	認定電気工事従事者認定証	○		○
	特種電気工事資格者認定証	○		○
	耐空検査員の証	○		○
	航空従事者技能証明書	○		○
	運航管理者技能検定合格証明書	○		○
	動力車操縦者運転免許証	○		○
	教習資格認定証	○		○
	警備業法 第二十三条第四項に規定する合格証明書	○		○

【参考】議論３ HPKIにおける本人確認書類と電子署名法における本人確認書類の比較（2/2）

<table>
<tr><th>分類</th><th>本人確認書類</th><th>改定案</th><th>現行</th><th>電子署名法</th></tr>
<tr><td rowspan="24">2点で本人性が確認できる書類</td><td>健康保険証</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="11">○
（A）※1</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>国民健康保険証</td></tr>
<tr><td>共済組合員証</td></tr>
<tr><td>船員保険証</td></tr>
<tr><td>厚生年金手帳</td></tr>
<tr><td>印鑑登録証明書</td><td rowspan="11">○
（A）※1</td><td>○※2</td></tr>
<tr><td>介護保険証</td><td rowspan="11">○
（A相当）※1</td></tr>
<tr><td>基礎年金番号通知書</td></tr>
<tr><td>国民年金手帳</td></tr>
<tr><td>国民年金証書</td></tr>
<tr><td>厚生年金証書</td></tr>
<tr><td>共済年金証書</td></tr>
<tr><td>恩給証書</td></tr>
<tr><td>健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度等に係る資格確認書</td><td></td></tr>
<tr><td>船員保険に係る年金証書</td><td></td></tr>
<tr><td>市県民税の納税証明書又は非課税証明書</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="5">○
（B）※1</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>身体障害者手帳</td></tr>
<tr><td>源泉徴収票（最新年のもの）</td></tr>
<tr><td>学生証（張り替え防止措置済みの写真付のもの）</td><td rowspan="3">○
（B）※1</td></tr>
<tr><td>会社の身分証明書（張り替え防止措置済みの写真付のもの）</td><td rowspan="3">○
（B相当）※1</td></tr>
<tr><td>公の機関が発行した資格証明書（記載されているもの以外）</td></tr>
</table>

※1　2点で本人性が確認できる書類で本人確認を行う場合、Aから2点、またはAとBから各1点ずつ提出が必要

※2　電子署名法では、認証業務の利用の申込書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を提出することで、他の書類を要せず本人確認が可能となる。一方、現行のCPでは押印した申込書の提出を前提としていないため、「6 ヶ月以内発行のものと登録印鑑」と条件を付けてAの書類として扱っており、改定案もこの現行の運用を踏襲した。